令和４年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	６	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	６－１	環境を守り育てる
めざす成果	**６－１－１**	**温室効果ガスの排出量が削減されている**
	６－１－２	ごみの減量・資源化により循環型社会への歩みが進み、清潔なまちが維持されている
	６－１－３	緑地が保全されるとともに、市街地の緑化も進んでいる
	６－１－４	深呼吸したくなる空気や、きれいな水に囲まれて生活している

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
6-1-1 ① 温室効果ガスの排出量が削減されている	6-1-1-1 環境に配慮し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用を図る	② 地球環境に対する意識を高める	環境意識啓発事業	環境総務課
			環境フェア等運営事業	生活環境保全課
		環境問題への取組みをさらに促進するための支援を行う	太陽光発電等推進事業	環境総務課
			環境保全団体支援事業	みどり公園課
			水循環促進支援事業	下水道・河川施設課
			建築物省エネ法の届出事務	建築指導課
			長期優良住宅認定事務	建築指導課
			低炭素建築物新築等認定事務	建築指導課
	6-1-1-2 行政が率先して環境に配慮した取り組みを推進する	環境に負荷を与えないように業務を行う	環境マネジメントシステム運用管理事務	環境総務課
			公共施設省エネ推進施設整備事業	環境総務課
	6-1-1-3 市の環境施策を計画的、効果的に推進する	市の環境施策を統一的な方針のもと確実に進行する	環境基本計画推進事業	環境総務課

◎所管部長：環境施設農政部長　飯塚　隆広

（単位：千円）

総事業費（予算）	H31(R1)	R2	R3	R4
	34,067	19,491	44,431	10,289

成果を計る主な指標		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
		計画当初値	実績値（Ｒ１）	実績値（Ｒ２）	実績値（Ｒ３）	中間目標値（Ｒ３）	最終目標値（Ｒ５）
①	温室効果ガス排出量（２０１３年度比）	９６．０％	８９．１％	８３．１％	７９．１％	９３．５％	８９．２％
②	環境に配慮している人が多いと思う市民の割合	４９．２％			５１．３％	５４．０％	５６．０％

これまでの成果

【環境に配慮し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用を図る】

■大和市環境ポスターコンクールについて、小学校の全学年を対象に、環境に関するポスターを募集し、優秀な作品を表彰及び展示することにより、環境意識の普及啓発を図ることを目的として実施しました。令和元年度には1,503作品、令和3年度には1,356作品の応募があり(令和2年度は新型コロナの影響のため中止)、公共施設や金融機関に最優秀作品のポスターを掲示することにより環境美化の意識啓発を行いました。

■環境団体や企業等の環境に関する取り組みを幅広く紹介する環境フェアについて、市内の商業・工業・農業などの産業をPRするために例年11月に開催している「産業フェア」に「環境展」として参加することによって、運営面での効率化を図りながらより多くの市民等に対して環境団体及び行政による啓発活動を行うことができました。また、ごみのポイ捨て防止のチラシ等の配布も行い、環境美化の意識啓発を行いました。(令和元年度には8団体が出展。令和2、3年度は中止。)

■市内外の企業等から構成される環境保全団体「やまとの環境をよくする会」に対し、市が事務局として各種活動を支援し、市内の緑化に係る調査研究や環境保全啓発活動などを実施することができました。(令和2年度は全ての取り組みの実施を見合わせました。)

【市の環境施策を計画的、効果的に推進する】

■国が平成27(2015)年に定めた温室効果ガス排出量削減に関する中期目標に基づき、本市は平成30(2018)年度に、大和市地球温暖化対策実行計画において温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比26%削減するという目標を立てました。本市市域における削減は極めて順調に進み、令和3(2021)年度には2013年度比で20.9%が削減されました。

成果に対する評価と課題

【環境に配慮し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用を図る】

■大和市環境ポスターコンクールに関しては、例年、1,000件以上の多数の応募があることから、今後も継続することにより、環境美化への意識をさらに高めていきます。

■環境フェアについては、産業フェアに「環境展」として参加することで高い集客が認められたため、今後も産業フェアに参加することにより、環境美化の意識啓発を行っていきます。また、市民や事業者、団体の環境活動の啓発を推進できるよう、環境フェアの企画立案及び適正な運営管理を実施していく必要があります。

■環境保全団体による活動は、市内における市民への環境保全意識向上の一端となり、街の美化にも繋がりますが、経済状況の悪化等により団体会員数が減少傾向にあることが課題であり、会員増加の方策の検討が必要です。

【市の環境施策を計画的、効果的に推進する】

■本市においては、総合計画・前期基本計画の最終目標値を大きく上回る形で温室効果ガスの削減が進みましたが、国は令和3年に温室効果ガス排出量削減に関する中期目標を改め、2030年度までに2013年度比で全国46%削減、政府・地方公共団体では50%削減としました。また、長期目標として「2050年カーボン・ニュートラル社会の実現」を掲げました。これを踏まえて本市も令和4年4月に「大和市地球温暖化対策実行計画 2022～2030年度」を策定し、国と同じ目標へと改めており、更なる温室効果ガス削減を進める必要があります。

令和４年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	６	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	６－１	環境を守り育てる
めざす成果	６－１－１	温室効果ガスの排出量が削減されている
	６－１－２	**ごみの減量・資源化により循環型社会への歩みが進み、清潔なまちが維持されている**
	６－１－３	緑地が保全されるとともに、市街地の緑化も進んでいる
	６－１－４	深呼吸したくなる空気や、きれいな水に囲まれて生活している

◎所管部長：環境施設農政部長　飯塚　隆広

（単位：千円）

総事業費（予算）	H31(R1)	R2	R3	R4
	2,561,734	2,806,704	4,250,220	4,901,888

成果を計る主な指標	前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
	計画当初値	実績値（Ｒ１）	実績値（Ｒ２）	実績値（Ｒ３）	中間目標値（Ｒ３）	最終目標値（Ｒ５）
① 市民一人１日あたりのごみ排出量	４２４ｇ	４２４ｇ	４３８ｇ	４２１ｇ	４２４ｇ	４２４ｇ
② リサイクル率	２７．８％	２８．２％	２９．６％	２９．２％	３３．７％	３３．１％
③ ごみ焼却灰の資源化率	９１．３％	９１．１％	９１．２％	９１．０％	１００．０％	１００．０％
④ 美化推進月間クリーンキャンペーン参加者数	３，８８３人	３，２９５人	１，２２５人	１，５４３人	４，３００人	４，５００人

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
6-1-2 ごみの減量・資源化により循環型社会への歩みが進み、清潔なまちが維持されている	6-1-2-1 ごみ排出量の削減を図る	① 市民、事業者のごみの減量化、資源化意識を高める	ごみ処理啓発事業	施設課
			ごみ減量化推進事業	廃棄物対策課
			資源循環型生ごみ処理事業	廃棄物対策課
			家庭系ごみ排出抑制推進事業	廃棄物対策課
			事業系ごみ処理適正負担事業	廃棄物対策課
		ごみの減量、有効利用を実践する家庭、事業所等を増やす	生ごみ処理容器等設置支援事業	廃棄物対策課
			建設リサイクル法の届出事務	建築指導課
		再利用（リユース）を推進する	家具類再生展示施設運営事業	廃棄物対策課
	6-1-2-2 廃棄物の資源化を進める	②③ 資源の適正な回収、処理を進める	焼却灰等有効利用事業	施設課
			環境事業推進員事業	廃棄物対策課
			資源分別回収推進支援事業	廃棄物対策課
	6-1-2-3 排出されたごみを継続的かつ適正に収集、処理、処分する	排出されたごみの収集運搬及び処理施設の管理、運営を適切に進める	環境管理センター建物設備等維持管理事務	施設課
			環境管理センターごみ処理施設維持補修事業	施設課
			環境管理センターごみ処理施設維持管理事務	施設課
			環境管理センター安全衛生推進事業	施設課
			搬入物管理事務	施設課
			直接搬入ごみ受入施設等運営事業	施設課
			可燃ごみ焼却処理事業	施設課
			不燃・粗大ごみ処理事業	施設課
			柳橋ふれあいプラザ管理運営事業	施設課
			塵芥収集事業	廃棄物対策課
			塵芥収集車両等維持管理事務	廃棄物対策課
			塵芥収集車両等整備事業	廃棄物対策課
			犬猫死体収集運搬事業	廃棄物対策課
		焼却灰を、現在及び将来にわたって適正に処分する	一般廃棄物運搬処分事業	施設課
			最終処分場施設維持管理運営事業	施設課
		他市との連携によるごみ処理の効率的なシステムを構築する	ごみ処理広域化事業	廃棄物対策課
	6-1-2-4 ごみの捨てられにくい環境づくりを進める	④ 市民、事業者による地域美化活動の推進を図る	大和市クリーンキャンペーン事業	生活環境保全課
		ごみの不法投棄、散乱を未然に防止する	路上喫煙防止対策事業	生活環境保全課
			不法投棄物未然防止事業	生活環境保全課

これまでの成果

【ごみ排出量の削減を図る】

■廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針を示す大和市一般廃棄物処理基本計画(平成28年3月改定)においてプラスチック製容器包装の資源化率向上に向けた中間処理設備の検討・実施を挙げているところ、環境管理センター敷地内に「容器包装プラ圧縮梱包施設」を整備し、令和元年7月から稼働しました。これにより、容器包装プラは全量を容器包装リサイクル法に則った再商品化ルートでマテリアル（材料）リサイクルできるようになりました。

■一般廃棄物処理基本計画において剪定枝の資源化に取り組む方針を示しているところ、その実証実験を令和元年度まで行い、資源化による費用対効果や廃棄物に占める木・竹類の割合の低下が見られる中、施設の整備や運用の仕組み構築への資金投入の必要性を受益と負担の観点からあらためて検討する必要があること、また、回収・一時保管・処理に関わる事業者や場所などについて一体的な調整が必要となることといった課題を抽出しました。

■市内の単独調理校(給食を調理する施設を学校敷地内に持つ小学校)8校に導入した生ごみ処理機を活用して堆肥を生成し、その堆肥で育った大和市産の農産物を各校に納入するといった資源循環の仕組みを構築して、地産地消の促進や給食残渣の減量化・資源化のほか、学校で取り上げられる題材として環境教育や食育の推進に寄与しました。

【廃棄物の資源化を進める】

■ごみの焼却処理後に発生する焼却灰を路盤材等の土木資材原料として資源化処理し、有効利用を図りました。

【ごみの捨てられにくい環境づくりを進める】

■「ごみの散乱のない清潔できれいなまち」を推進するために、市民、各種団体、事業者及び市が協力して行う地域の美化活動として年間を通してクリーンキャンペーンを実施するなど、美化意識の啓発を行いました。また、自主的な清掃活動への支援として、地域の清掃ボランティアに使用できるボランティア袋の配布や清掃後のごみ回収を行い、まちの美化を推進しました。

■路上喫煙防止対策として、令和3年4月から市内全域の路上における喫煙を禁止するとともに、路上喫煙重点禁止区域である大和駅・中央林間駅を中心として市内各駅前周辺の路上喫煙禁止区域を指導員が巡回し、路上喫煙者への指導を行いました。また、路面標示や啓発看板の設置、春と秋の路上喫煙防止キャンペーンにおける駅前でのチラシ配布等により、「路上喫煙の防止に関する条例」の普及啓発を図りました。

■不法投棄の未然防止のため、市内全域で監視パトロールを行うとともに、民有地等への不法投棄の対策として各種啓発看板を作成・配布しました。また、ポイ捨てや犬のふんの放置の防止のため、犬の狂犬病の予防接種時等に、犬のふんを放置しないようにチラシを配布するなど、「ポイ捨て等の防止に関する条例」で規定した内容の普及啓発を進めました。

成果に対する評価と課題

【ごみ排出量の削減を図る】

■「容器包装プラ圧縮梱包施設」の整備により、資源化を一層推進させることができました。今後も、ごみの減量化・資源化に関する取り組みを安定的に継続するとともに、プラスチック資源循環促進法への対応や、ごみ処理・資源化施設の更新の進め方などについて、他の自治体の事例等の情報収集を行いながら調査・研究していく必要があります。

■剪定枝の資源化については、当面は従来通りごみとして処理していきますが、他市との協定締結も視野に入れた民間の資源化処理施設の活用や、市内への処理事業者の誘致など、可能性のある方策を広く検討していく必要があります。

■単独調理校において、生ごみ処理機により資源化した給食残渣の量が年々減少していることに対して、給食残渣の減量化・資源化、生成した堆肥の農産物生産への利用、その農産物の学校給食への使用、給食残渣から始まり再び給食につながるまでの過程を題材とした環境学習や食育への活用、といった循環システムを活性化するためには、各校における生ごみ処理機の使用や本取り組みへの参加の促進などが必要です。

【廃棄物の資源化を進める】

■焼却灰の資源化について、費用も抑えながら安定かつ安全に継続できるよう適切な委託先を確保する必要があります。

【ごみの捨てられにくい環境づくりを進める】

■日常の清掃活動等を通じて市民の意識啓発を図ることによりごみが捨てられにくい環境づくりを行うため、クリーンキャンペーン活動を継続的に実施する必要があります。また、市民等が気軽に清掃活動に参加できるよう、ボランティア袋や清掃物品の提供、清掃後のごみの回収などの取り組みも引き続き実施する必要があります。

■路上喫煙防止対策の実効性を確保するため、路上喫煙防止指導員や道路安全対策員による路上喫煙者への指導を行っていくとともに、路上喫煙防止キャンペーンなどによる一層の周知活動が必要です。また、傷みやすい路上喫煙未然防止の路面標示について、激しく損傷する前の計画的な貼り替えが必要です。

■不法投棄に関わる個々の苦情相談に対して適切な防止対策を支援できるよう、現地調査やパトロール活動により状況を把握することが重要です。また、ポイ捨てなどに対しては、未然防止対策に取り組むとともに、今後も、市民、事業者及び市の相互協力の下で、「ポイ捨て等の防止に関する条例」の普及・啓発を一層進める必要があります。

令和４年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	６	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	６－１	環境を守り育てる
めざす成果	６－１－１	温室効果ガスの排出量が削減されている
	６－１－２	ごみの減量・資源化により循環型社会への歩みが進み、清潔なまちが維持されている
	６－１－３	**緑地が保全されるとともに、市街地の緑化も進んでいる**
	６－１－４	深呼吸したくなる空気や、きれいな水に囲まれて生活している

◎所管部長：環境施設農政部長　飯塚　隆広

（単位：千円）

総事業費（予算）	H31(R1)	R2	R3	R4
	146,708	140,482	140,343	135,931

成果を計る主な指標		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
		計画当初値	実績値（Ｒ１）	実績値（Ｒ２）	実績値（Ｒ３）	中間目標値（Ｒ３）	最終目標値（Ｒ５）
①	大和市には、緑や公園が多いと思う市民の割合	６８．７％			７１．２％	７１．０％	７３．０％
②	保全を図っている緑地面積	８９．３ha	８６．２ha	８６．１ha	８６．４ha	９０ha	９０ha
③	農地の利用権設定面積	７．２５ha	７．０３ha	７．２３ha	６．９３ha	８．２５ha	８．７５ha
④	市民農園区画数	９４３区画	９３１区画	９６６区画	９６５区画	９８０区画	１，０００区画
⑤	民有地に設定された生垣延長（累計）	６９０．７ｍ	７０８．６ｍ	７２４ｍ	７４０．６ｍ	７８６．０ｍ	８３０．０ｍ

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
6-1-3 ① 緑地が保全されるとともに、市街地の緑化も進んでいる	6-1-3-1 市内にある貴重な緑や自然を保全する	多様な生物が生息、生育できる環境を確保する	スズメバチ駆除対策事業	生活環境保全課
			野生鳥獣保護事業	みどり公園課
		② 市内にある大規模緑地や点在する優れた景観を持つ緑などを守る	みどり基金管理事務	みどり公園課
			(公財)かながわトラストみどり財団に関する事業	みどり公園課
			緑地保全事業	みどり公園課
			大規模緑地整備事業	みどり公園課
			保存樹林等支援事業	みどり公園課
			市民緑地設置推進事業	みどり公園課
	6-1-3-2 地域緑化の推進を図る	⑤ 緑や自然に対する意見を啓発し、街中など身近な緑の空間を増やしていく	緑化施策の企画・調整・推進事業	みどり公園課
			緑化推進支援事業	みどり公園課
			記念樹植樹事業	みどり公園課
			自然観察センター・しらかしのいえ運営事業	みどり公園課
			自然観察センター・しらかしのいえ維持管理事業	みどり公園課
			グリーンアップセンター維持管理事業	みどり公園課
			民間開発への指導事務	みどり公園課
	6-1-3-3 農地の適正な保全、活用を図る	③ 農地を維持しやすい制度を整える	農地管理事業	農政課
		④ 市民が、農業に触れる機会を提供する	ふれあい農園支援事業	農政課
			市民農園運営事業	農政課
		農地情報を的確に把握し、農地の無秩序な開発を抑制する	農業委員会運営事業	農業委員会事務局
			農地基本台帳整備管理事務	農業委員会事務局

これまでの成果

【市内にある貴重な緑や自然を保全する】

■大和市の貴重な緑の拠点である「泉の森」をはじめとした8箇所の保全緑地について、令和元年度から国からの譲与が開始された森林環境譲与税を用いて間伐等を行い、整備しました。令和元年度から3年度までの主な整備の実績は以下のとおりです。

・間伐（公有地及び民有地の合計）：220本
・ナラ枯れ対応（伐倒・燻蒸）　　：65本

■保全緑地を含む大規模緑地の保全のため、山林所有者と賃貸借契約を維持しながら、用地取得に向けて取得交渉を継続的に実施しました。令和3年度末時点、保全緑地における賃貸借総面積(8箇所)は229,410.58㎡、みどり基金による購入緑地総面積(5箇所)は、35,343.32㎡です。

【地域緑化の推進を図る】

■市民による身近な緑の創出に向け、緑化ボランティアの育成、市民からの緑に関する相談への対応、生垣設置助成の推進等により、市民の緑化意識を高めることに寄与できました。令和3年度の実績は以下のとおりです。

・トコロジスト※養成講座参加者：11名
・緑化相談対応件数：540件
・生垣設置助成：費用助成1件、資材現物支給1件
　※トコロジスト：トコロ＝場所、ジスト＝専門家からなる「その場所の専門家」を表す造語。特定の場所に関し、生物、地理、地質、歴史、風土、文化等、広い分野に知識、興味がある人のことを表します。

【農地の適正な保全、活用を図る】

■法律等に基づく農地の保全・活用及び市民が農業に親しむ場の提供により、農地の遊休化防止を図りました。生産緑地の指定面積と地区数は、令和3年12月末時点でそれぞれ56.2ha 330箇所、市民農園の面積、設置数及び区画数は、令和3年度でそれぞれ2.94ha、21農園、965区画です。

■農地の利用権の設定について、小作料の支払いがないという利点等、制度内容の周知が進みました。令和4年3月末時点で、利用権の設定件数は36件、農地面積としては6.93haとなりました。

■農業委員会において、農地基本台帳※の更新・補正により農地・農家の状況を把握したことで、効率的かつ適切な農地利用や農業の担い手の育成・確保に寄与することができました。

　※農地基本台帳：農業委員会が管理する市内の農地の情報を記載した台帳で、農家世帯員状況、就業状況、営農状況等を登載しています。

成果に対する評価と課題

【市内にある貴重な緑や自然を保全する・地域緑化の推進を図る】

■市域が比較的狭く交通の利便性がよいことから市街化が進むと考えられる中、市街化区域に残存する緑を一定程度維持することが必要です。

■成果を計る主な指標の「保全を図っている緑地面積」について、計画当初から令和2年度までは減少傾向であったものの、令和3年度は前年度から0.3ha増えたこと、また、「民有地に設定された生垣延長（累計）」について、計画当初からの増加傾向を維持できたことから、共に中間目標値には達していないながら、緑地保全及び緑化を進めることができたと考えます。

【農地の適正な保全、活用を図る】

■農地の適正な保全については、法律等に基づき一定の制約を課すなどの継続的な事業及び社会情勢や地域の実情に応じた臨機応変な対応を組み合わせて、総合的に進めていくことが必要です。

■農業者ではない市民に対しても農地の保全は重要であるという意識を醸成する必要があります。

■農地の利用権の設定について、制度内容の周知が進み、実際に当該制度を活用した市民からは貸し手と借り手の間の手続きが円滑に進んだことから好評を得ました。当該制度は農地としての利用を促すこととなり、農地の保全に一定の効果があると考えられるため、今後は、貸し手と借り手の情報を収集するとともに、農業委員、JAさがみなどの関係機関と連携して意欲ある農業者への農地の利用の集約を推進し、更なる農地の保全を図る必要があります。

■市民農園について、市民が農作物の栽培を通じて緑や土などの自然と親しめるとともに、コミュニケーションや健康づくりの場ともなっており、好評を得ました。今後、市民農園の増設に関しては、市民からの要望等を踏まえつつ、平成30年制定の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」により民間事業者が市民農園を開設できるようになっていることから、民間事業者の開設する市民農園の区画数を考慮したうえで、必要に応じて検討します。

■農地・農家の状況を適切に把握することにより、農地制度の適正な運営が図られ、優良農地の確保・保全及び農業経営の安定・充実につながりました。農業者の高齢化や後継者不足が進む中、新たな担い手を確保し、農地を適切に保全するために農地基本台帳の精度の確保・向上が必要です。

令和４年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	６	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	６－１	環境を守り育てる
めざす成果	６－１－１	温室効果ガスの排出量が削減されている
	６－１－２	ごみの減量・資源化により循環型社会への歩みが進み、清潔なまちが維持されている
	６－１－３	緑地が保全されるとともに、市街地の緑化も進んでいる
	６－１－４	**深呼吸したくなる空気や、きれいな水に囲まれて生活している**

◎所管部長：環境施設農政部長　飯塚　隆広

（単位：千円）

総事業費（予算）	H31(R1)	R2	R3	R4
	6,072,981	1,381,623	1,574,541	1,564,307

成果を計る主な指標		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
		計画当初値	実績値（Ｒ１）	実績値（Ｒ２）	実績値（Ｒ３）	中間目標値（Ｒ３）	最終目標値（Ｒ５）
① 河川の水質の基準とされている生物化学的酸素要求量（BOD）	境川	１．５mg/l	１．６mg/l	１．９mg/l	１．４mg/l	３．０mg/l以下	３．０mg/l以下
	引地川	０．８mg/l	１．３mg/l	１．３mg/l	１．１mg/l	２．０mg/l以下	２．０mg/l以下
② 環境基準適合率		９４．７％	９４．９％	９４．７％	９４．６％	９４．９％	９５．０％以上
③ 公害苦情件数		１０１件	８３件	９０件	７６件	９８件	９６件
④ 下水道出前授業の実施校数		２０校	１８校	１９校	２０校	２０校	２０校

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
6-1-4 深呼吸したくなる空気や、きれいな水に囲まれて生活している	6-1-4-1 大気汚染や騒音、振動など公害発生の未然防止を図る	② 環境汚染の状況を正確に把握する	公害対策調査事業	生活環境保全課
			公害測定機器整備事業	生活環境保全課
		③ 市民、事業者の環境保全に関する意識を高めるとともに、事業者が積極的に公害防止に取り組むようにする	公害防止啓発・指導事業	生活環境保全課
	6-1-4-2 ① 汚水を適切に処理し、水質汚濁を防止する	④ 河川の水質保持や生活排水の処理について意識を高める	下水道事業経営事務	下水道経営課
		届出事業排水の水質基準を適正に維持する	下水道普及指導事務	下水道経営課
		生活排水を浄化する合併処理浄化槽の設置を促進する	合併処理浄化槽設置支援事業	生活環境保全課
		下水道施設を良好な状態で管理するとともに、下水汚泥を適正に処理、処分する	汚水管整備・管理事業	下水道・河川施設課
			処理場整備事業	下水道・河川施設課
			中部浄化センター施設運転事業	水質管理センター
			北部浄化センター施設運転事業	水質管理センター
		未水洗化家屋から搬入されたし尿等の収集運搬及び処理施設の管理、運営を適切に進める	し尿処理運搬事業	廃棄物対策課
			家庭汚水等収集運搬事業	廃棄物対策課
			中部浄化センター施設運転事業(再掲)	水質管理センター
		下水道への適切な接続を進める	下水道普及指導事務(再掲)	下水道経営課
		汚水の未処理区域を解消する	下水道普及指導事務（再掲）	下水道経営課
			汚水管整備・管理事業（再掲）	下水道・河川施設課
	6-1-4-3 下水道事業を安定的に運営する	下水道整備を社会状況に応じて見直しながら、適正に実施する	下水道計画管理運営事務	下水道・河川施設課
			処理場整備事業（再掲）	下水道・河川施設課
		財政的に安定した下水道事業を維持する	下水道事業経営事務（再掲）	下水道経営課
			下水道賦課管理事務	下水道経営課

これまでの成果

【大気汚染や騒音、振動など公害発生の未然防止を図る】

■河川水質、地下水、道路交通騒音、一般地域騒音などの調査を毎年実施するとともに、大気については神奈川県が調査したデータを収集することにより、環境汚染状況の把握を行いました。その結果、環境基準(国が定めた、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準、光化学オキシダント・BODや自動車騒音の道路環境など74項目)の適合率は、令和元年度から3年度まで94%台の後半で推移しました。

■公害発生の未然防止のため、公害関係法令に基づく届出のあった事業所に対する立入調査・指導、事業者や市民に向けての環境保全講習会、及び公害苦情のあった事業所等に対する公害防止の指導を行いました。公害に関する苦情件数は、令和元年度から3年度までの各年度において、中間目標(98件)を達成した一方、騒音の苦情がおよそ5割を占めている状況に変化は見られませんでした。

【汚水を適切に処理し、水質汚濁を防止する】

■下水道事業について、令和2年度から地方公営企業法に基づく公営企業会計へ移行し、公営企業会計に則った財務処理を行うことで経営成績や財政状況の把握に努め、健全な経営を継続することができました。

■下水道の重要性や役割の周知の一環として市内の小学4年生を対象に出前授業を行いました。コロナ禍における対応として、出前授業で使用する教材を提供し、各校の教員が授業を実施するようにしたことにより、令和2、3年度においても中間・最終目標である20校から大きく減少することなく実施校数を確保できました。

■排水設備等の公共下水道への接続について、申請された計画内容を確認するとともに、接続が完了した後には検査を行いました。また、事業場等の排水処理について、施設の確認及び排水の水質検査・指導を行いました。

■下水処理施設について、ストックマネジメント計画(下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、各施設の改築・更新の優先順位等を定めた計画)に基づき計画的に改築更新を実施したことで、流入下水を適切に処理する機能の安定的な維持と処理後の放流先となる境川の水質改善に寄与しました。

■下水汚泥について、北部浄化センターにおいて、中部浄化センターで発生した分も集約して適正に処理処分することで、周辺環境の保全に貢献しました。

■中部浄化センターにおいて、し尿、浄化槽汚泥、雑排水を受け入れて適正に処理することにより、未水洗化区域等の公衆衛生の維持に寄与しました。

成果に対する評価と課題

【大気汚染や騒音、振動など公害発生の未然防止を図る】

■環境基準の適合率はほぼ横ばいとなっており、改善する余地はあるものの一定程度の基準は維持できたと判断しています。しかし、光化学オキシダントや硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など4項目が環境基準を満たしておらず、中間目標を達成できていないため、環境汚染の改善に関する施策に対して適切な情報を提供できるよう、国や県の動向を注視するとともに今後の環境汚染状況に応じて調査項目や頻度の見直しを行う必要があります。

【汚水を適切に処理し、水質汚濁を防止する】

■下水道事業について、公営企業会計により経営成績や財政状況を把握し、分析を行い、経営の健全性や透明性の向上を図ることができるようになりました。今後、計画的な更新工事等により企業債残高の急増を防ぐとともに、引き続き世代間の負担の平準化を図っていく必要があります。また、健全な経営を維持できるよう下水道使用料の経費回収率の向上を図っていく必要があります。

■下水道出前授業について、教材を提供することで職員だけではなく各校の教員による授業も可能とする等、実施方法を工夫したことにより、コロナ禍においても、下水道の適正利用方法に関するPRを継続的に実施することができました。今後も引き続き、汚水を適正に排水してもらえるよう、出前授業で使用する教材等の見直しを行い、最新の情報で啓発活動を実施する必要があります。

■排水設備等の公共下水道への接続について、工事前の計画内容の確認と工事完了後の検査を引き続き行うことにより、宅地等からの排水を適正に接続させるとともに、事業場等に対しては水質基準を適正に維持させることが必要です。

■下水道施設を適正に維持管理し、流入下水を適切に処理するため、施設の老朽化の進み具合を加味した計画的な補修による予防保全、及び老朽化の進み具合に応じて多発する可能性のある突発的な故障などに対する、施設の機能停止・低下を回避するための迅速な事後保全が必要です。

■包括的民間委託により実施している北部浄化センター及び中部浄化センターの運転管理等について、その状況を監視・評価することにより効果的かつ効率的な運転を維持する必要があります。特に放流水質については、法定基準の厳守が常に求められることから、市が直接、定期的に水質分析を実施することにより運転状態を把握し、必要に応じて対応する必要があります。

（単位：千円）

めざす成果　６－１－１　温室効果ガスの排気量が削減されている

主要な事務事業の内容

事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
環境意識啓発事業	1,075	930	794	503
	有	直営・委託	一財	
市民と事業者の環境問題に関する行動変容を目指して、環境意識の高揚や啓発を図ります。				
太陽光発電等推進事業	9,927	5,640	5,685	7,545
	無	直営	一財	
再生可能エネルギー（太陽光）等の利用促進により地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。				
公共施設省エネ推進施設整備事業	14,325	891	27,569	15
	無	直営	国・市・一財	
再生可能エネルギーの活用など公共施設の省エネを推進することにより、脱炭素社会の実現を目指します。				

めざす成果　６－１－２　ごみの減量・資源化により循環型社会への歩みが進み、清潔なまちが維持されている

主要な事務事業の内容

事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
ごみ減量化推進事業	4,537	204	42	63
	有	直営	一財	
ごみの減量化及び資源化の推進を図ります。				
資源循環型生ごみ処理事業	2,668	2,438	2,472	2,818
	無	直営・委託	一財	
学校給食調理くず等の減量化及び資源化の推進を図ります。				
家庭系ごみ排出抑制推進事業	122,820	123,386	127,170	132,667
	有	直営・委託	他	
家庭系有料指定ごみ袋の制度により、ごみの減量化を図ります。				
生ごみ処理容器等設置支援事業	3,760	3,805	3,155	1,996
	無	直営	他	
ごみの減量化・資源化を図るために、生ごみ処理容器等の設置を推進します。				
焼却灰等有効利用事業	306,047	318,720	312,641	309,463
	有	委託	他・一財	
一般廃棄物焼却灰の資源化を図ります。				
資源分別回収推進支援事業	552,119	613,179	614,578	751,106
	有	直営・委託	他・一財	
資源分別回収の実施により、ごみの資源化を図ります。				
環境管理センターごみ処理施設維持補修事業	342,370	362,200	1,833,442	2,482,919
	有	直営	市・一財	
施設の安全かつ安定的な継続運用のために、焼却棟及び粗大棟設備の維持補修を実施します。				
可燃ごみ焼却処理事業	312,876	311,211	313,812	331,893
	有	直営・委託	他・一財	
可燃ごみを焼却処理することにより、衛生的で快適な生活環境を確保します。併せて、ごみ焼却の熱エネルギーにより発電を行います。				
塵芥収集事業	309,846	322,828	331,545	404,303
	有	直営・委託	他・一財	
家庭から排出されるごみを収集し、衛生的で快適な生活環境を確保します。				
大和市クリーンキャンペーン事業	4,116	2,253	1,430	4,000
	無	直営・委託	一財	
地域の方々によって地域美化が図られ、快適な生活環境を保持します。				

（続く）

（続き）

主要な事務事業の内容

事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
路上喫煙防止対策事業	15,626	17,354	16,735	14,756
	無	直営・委託	一財	
清潔で安全・安心が感じられる快適な環境を確保するため、路上喫煙防止に取り組みます。				
不法投棄物未然防止事業	5,063	5,072	4,870	4,966
	無	直営・委託	一財	
不法投棄やポイ捨ての未然防止を推進します。				

めざす成果　６－１－３　緑地が保全されるとともに、市街地の緑化も進んでいる

主要な事務事業の内容

事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
緑地保全事業	31,248	34,564	37,381	39,706
	無	直営・委託	他・一財	
泉の森他７箇所の緑地を保全します。				
大規模緑地整備事業	1,158	1,650	0	0
	無	直営・委託	一財	
市内に残る貴重な資産である大規模緑地を、将来にわたって保全していくための整備を進めます。				
保存樹林等支援事業	30,364	30,991	29,673	30,545
	無	直営	他・一財	
市街化区域内に点在する緑（保存樹林、保存生垣、保存樹木の総称）を保存します。				
緑化推進支援事業	3,552	3,663	1,938	1,973
	無	直営・委託	一財	
市民の緑に対する意識の高揚を図るとともに、緑化を推進します。				
自然観察センター・しらかしのいえ運営事業	39	9	9	39
	無	直営	一財	
大和市自然観察センター・しらかしのいえを市民、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団、市の三者で運営します。また市民ボランティアを育成します。				
農地管理事業	125	198	192	207
	無	直営・委託	一財	
利用集積等により、農地を適正に保全します。				
市民農園運営事業	5,356	4,805	4,668	4,715
	有	直営	一財	
市民が農業に親しむ場を確保するとともに、遊休農地の解消及び緑地の保全を図ります。				

めざす成果　６－１－４　深呼吸したくなる空気や、きれいな水に囲まれて生活している

主要な事務事業の内容

事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
公害対策調査事業	14,928	15,179	13,627	15,595
	有	直営・委託	一財	
市内の環境汚染状況の把握及び事業所における法令規制基準の遵守状況の調査・指導を行い、公害防止を図ります。				
公害防止啓発・指導事業	57	67	38	119
	有	直営	一財	
公害発生を未然に防止し、生活環境の保全に努めます。				

【注釈】　＜法令等の義務＞　法律または政省令による事業実施根拠の有無
＜実 施 手 法＞　直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
＜財 源 構 成＞　一財：一般財源　国：国庫補助金等　県：県費補助金等　市：市債　他：その他特定財源

令和４年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	６	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	６－２	快適な都市の基盤を充実する
めざす成果	**６－２－１**	**市街地の整備が計画的に進んでいる**
	６－２－２	良好なまち並みが形成されている
	６－２－３	道路や公園を快適に利用している

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
6-2-1 ① 市街地の整備が計画的に進んでいる	6-2-1-1 土地利用等に関する市の基本方針などに基づき、計画的なまちづくりを行う	計画的な街づくりを進め、都市の骨格を形成、管理する	都市計画マスタープラン進行管理事業	街づくり総務課
			都市計画決定事務	街づくり計画課
			都市計画決定内容の審査等事務	街づくり計画課
		各地区の課題に対応した土地利用を行う	特定地域土地利用誘導事業（内山地区）	街づくり推進課
			特定地域土地利用誘導事業（中央森林地区）	街づくり推進課
	6-2-1-2 組合施行の区画整理事業を支援することによって道路、公園等の公共施設と良好な宅地を一体的に整備する	宅地開発を希望する地区において、組合設立に向けた準備組織を設置できるようにする	土地区画整理支援事業	街づくり推進課
	6-2-1-3 中心市街地である大和駅周辺を活性化するために必要な整備を進める	② 中心市街地にふさわしいにぎわいの場を創出する	大和駅周辺再開発事業用地維持管理事務	街づくり推進課
			大和駅周辺再開発等支援事業	街づくり推進課
	6-2-1-4 渋谷（南部地区）土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設と良好な宅地を一体的に整備する	権利者の権利と利益を守り、適切な事業展開を図る	渋谷（南部地区）土地区画整理事業（補償等）	街づくり推進課
			渋谷（南部地区）土地区画整理事業換地清算徴収金管理事業	街づくり推進課

◎所管部長：街づくり施設部長　財津　保真

（単位：千円）

総事業費（予算）	H31(R1)	R2	R3	R4
	1,138,518	42,286	28,806	13,712

成果を計る主な指標		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
		計画当初値	実績値（Ｒ１）	実績値（Ｒ２）	実績値（Ｒ３）	中間目標値（Ｒ３）	最終目標値（Ｒ５）
①	土地区画整理事業などによる市街地整備の割合	５８．０％	６０．５％	６０．５％	６０．５％	６０．９％	６１．２％
②	プロムナードにおける１日あたりの通行者数	３１，９９２人	３２，０３４人	２７，０２４人	２２，６７７人	３２，９５０人	３３，６００人

これまでの成果

【土地利用等に関する市の基本方針などに基づき、計画的なまちづくりを行う】

■市街化区域内農地を将来にわたり保全するため、都市計画決定事務において、従来の「500㎡以上」から引き下げて生産緑地地区※の面積要件を300㎡以上とする条例を制定するとともに、指定基準の改正を行った結果、新規指定の地区が増加しました。

※生産緑地地区：市街化区域内の、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を都市計画に定め、建築行為等を規制し、都市農地の保全を図ることを目的とした生産緑地制度において指定された農地のことです。

■内山地区の市街化調整区域について、土地所有者等に対する個別訪問を行うことで、地区計画（案）に対する賛同率が増加し、計画的なまちづくりの推進に寄与しました。また、中央森林地区の市街化調整区域については、中央森林東側地区街づくり準備会の活動（生産緑地制度や固定資産税等に関する勉強会の開催）への支援を行うことで、市街化区域編入に対する合意形成が進むとともに、土地利用や公共施設整備など市街化区域編入に向けた課題について、神奈川県等の関係機関との調整を行い、協議を進めることができました。共に市街化区域編入を目指し、地区計画制度※を活用した計画的かつ段階的な市街地整備の誘導を着実に進めました。

※地区計画制度：地区レベルでのまちづくりの計画であり、良好な生活環境を整備し、保全するために、建築物の用途や建築形態、公園や道路等の公共施設等の配置について、それぞれの地区の特性に応じて細かく定めることができる制度です。

【中心市街地である大和駅周辺を活性化するために必要な整備を進める】

■都市計画マスタープランに基づく大和駅周辺のまちづくりについては、都市活動と水と緑の豊かな自然環境を活用し、活力が生まれるまちをあるべき地域の姿として、計画的にまちづくりを進めた結果、文化創造拠点シリウスや大和駅東西のプロムナードなどの公共公益施設等の都市機能の整備と駅周辺への商業施設等の集積によって、活発な生産活動による活力ある市街地が形成されました。

■大和駅周辺のまちづくりの成果を図る指標として掲げた「プロムナードにおける1日あたりの通行者数」についても、文化創造拠点シリウス完成の平成28年度以降、コロナ禍前の令和元年度まで増加傾向を示しました。

成果に対する評価と課題

【土地利用等に関する市の基本方針などに基づき、計画的なまちづくりを行う・中心市街地である大和駅周辺を活性化するために必要な整備を進める】

■生産緑地については、各所有者の意向を把握して特定生産緑地※の指定を確実に進めることにより、自然環境の保全も考慮したまちづくりを進めていくことが必要です。

※特定生産緑地：生産緑地所有者等の意向に基づき、市町村が指定します。特定生産緑地に指定されると、農地として管理しなければならない期間(生産緑地としての指定後30年間)が10年間延長されますが、税制特例措置も継続されます。

■内山地区の市街化調整区域について、個別訪問によって、地区計画（案）に対する賛同率を増やし、施策を展開することはできたと考えますが、コロナ禍において啓発活動が制限されたこともあり、賛同率は合意形成の目安である8割には達していないため、引き続き個別訪問の実施と新たな手法の検討が必要です。

■中央森林地区の市街化調整区域について、関係機関等との協議調整によって、市街化区域編入に向けた課題を解決したことで、施策を展開できたと考えています。今後は、神奈川県から平成28年に告示された第7回線引き見直し※の期限である令和5年度末の市街化区域編入に向けて、関係機関等との協議を完了させるとともに、地元説明会や個別訪問などを通して地元の意向を踏まえた地区計画（案）の作成及び関係者間の合意形成を図る必要があります。

※線引き見直し：線引きは、将来人口予測のもと、都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを都市計画に定めるとともに、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するものです。これらの都市計画を見直すことを「線引き見直し」と言い、神奈川県では概ね５年ごとに行っています。

■都市計画マスタープランに基づき、大和駅周辺等の整備を計画的に進めることができたと考えており、今後も、その進行管理において関連する様々な事業の進捗状況などを把握することにより、着実にまちづくりを進めていくことが必要です。また、これまでは、主として行政が主体となった施設整備を通じたまちづくりを進めてきましたが、今後は、変化の激しい社会情勢に応じたまちづくりを進めるため、官民連携など、具体的な事業費も踏まえながら計画の実効性を確保する新たな手段手法を検討する必要があります。

令和４年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	６	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	６－２	快適な都市の基盤を充実する
めざす成果	６－２－１	市街地の整備が計画的に進んでいる
	６－２－２	**良好なまち並みが形成されている**
	６－２－３	道路や公園を快適に利用している

◎所管部長：街づくり施設部長　財津　保真

（単位：千円）

総事業費（予算）	H31(R1)	R2	R3	R4
	258,148	585,006	104,241	245,258

成果を計る主な指標		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
		計画当初値	実績値（Ｒ１）	実績値（Ｒ２）	実績値（Ｒ３）	中間目標値（Ｒ３）	最終目標値（Ｒ５）
①	大和市は、良好な街並みが形成されていると思う市民の割合	４６．７％			５４．５％	５０．５％	５２．５％
②	地区計画、建築協定、地区街づくり協定などルール化された面積（累計）	１２５．４ha	１２８．３ha	１２７．９ha	１２７．９ha	１４９．２ha	１５４．２ha

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
6-2-2 ① 良好なまち並みが形成されている	6-2-2-1 住環境の維持、改善を進める	② 市民の主体的な街づくり活動を促進する	中高層建築紛争調整事業	市民相談課
			住居表示管理事務	市民課
			中央林間駅周辺まちづくり事業	街づくり総務課
			住居表示推進事務	街づくり計画課
			街づくり学習・情報提供事業	街づくり推進課
			地域・地区街づくり支援事業	街づくり推進課
			桜ケ丘地区まちづくり事業	街づくり推進課
		建築物の安全性や快適性を確保する	建築審査会・開発審査会運営事務	街づくり総務課
			建築基準法に基づく許可、認可等事務	建築指導課
			建築確認事務	建築指導課
			違反建築物の是正指導事務	建築指導課
			確認台帳・概要書の閲覧及び証明事務	建築指導課
			建築物バリアフリー審査事務	建築指導課
			空家等対策事業	建築指導課
		安全で良好な住宅の供給を促進する	住宅供給推進事業	街づくり総務課
			住宅計画管理事務	街づくり総務課
			あんしん賃貸支援事業	街づくり総務課
			市営住宅施設維持管理事務	街づくり総務課
			市営住宅大規模改修事業	街づくり総務課
			市営住宅管理運営事務	街づくり総務課
			租特法に基づく優良住宅認定事務	建築指導課
		法令及び街づくりのルールに基づき、土地利用を適正に誘導する	建築協定の普及・更新等事務	建築指導課
			開発許可等事業	街づくり計画課
			開発指導事務	街づくり計画課
			附置義務駐車場指導事務	街づくり計画課
			違反開発行為等の是正指導事務	街づくり計画課
	6-2-2-2 美しい都市景観の形成を推進する	良好な都市景観を創出する	神奈川建築コンクール表彰事務	建築指導課
			景観形成推進事業	街づくり推進課
			屋外広告物対策事業	街づくり推進課

これまでの成果

【住環境の維持、改善を進める】

■「中央林間地区街づくりビジョン」に基づき、小田急電鉄と連携を図り、小田急中央林間駅北側の東林間７号踏切の拡幅工事、同駅東側改札口の開設が完了するなど、駅周辺の住環境が改善されました。さらに、みんなの街づくり条例に基づいた地域の街づくり組織への活動費助成や街づくり専門家派遣による街づくり活動の支援を行ったことにより、鉄道事業者、市民等の主体的なまちづくり活動を促進できました。

■大和市市営住宅について、「大和市市営住宅長寿命化計画」に基づいた、大規模改修を含む維持管理の実施により、施設の安全確保はもちろんのこと、外壁や敷地等の環境を良好な状態に保つことで、良好なまち並みの形成にも寄与しました。

■建築協定について、開発による宅地分譲の相談に際し、事業者等へ建築協定に関するチラシを配布するとともに、建築協定の制定を誘導するほか、建築協定の契約期間の終了が近づいている区域に対しては、地域の実情や協定継続の必要性を整理してスムーズに更新手続きが進められるよう、早期の段階から運営委員会と協定更新に係る協議、相談を密に行うことにより既存の協定を継続することができました。

■大規模土地取引行為を予定する大規模土地所有者等や大規模開発事業を予定する大規模開発事業者からの「大和市開発事業の手続き及び基準に関する条例」に基づく各届出などを踏まえ、総合計画や都市計画マスタープラン等に沿った土地利用計画が行われるよう、当該事業者等に指導又は助言を行うとともに、大規模開発事業の予定があることを早期に住民等に周知することにより、周辺環境との調和や計画的な土地利用へと誘導して住環境の維持、改善を進めることができました。

【美しい都市景観の形成を推進する】

■景観条例等に基づく手続きを通して規制誘導を行うことにより景観に配慮した建築物等の整備を進めたほか、屋外広告物条例に基づく規制や違反広告物の簡易除却活動※による適切な屋外広告物設置の推進、「街づくり賞」や「歩いて知ろう街づくり賞」といった市民の意識啓発の取り組みにより、良好な景観形成に寄与できました。

※簡易除却活動：協力員として登録した市民がはり紙や立看板など路上の簡易な違反広告物を除却できる「違反屋外広告物除却協力員制度」に基づく活動のことです。

成果に対する評価と課題

【住環境の維持、改善を進める】

■小田急電鉄との連携を図りながら計画的に駅周辺の整備を進める必要があります。

■みんなの街づくり条例に基づき市民の主体的な街づくり活動の支援を継続するにあたり、地区レベルでの街づくりの計画や建築協定などのルールの策定に時間を要することが課題と考えています。

■「大和市市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な改修工事を実施しながら、市営住宅の適正な維持管理に努めていく必要があります。

■都市計画マスタープラン等による地域の位置づけに合わせて周辺環境に配慮した適正な土地利用が図られるよう、大規模土地取引行為の届出に対する助言によって誘導することで、大規模開発事業に関する届出の段階では、当該助言が反映されており、多くの土地利用計画が概ね市の意向に沿っていたことから、その後の開発事業に関する円滑な協議につなげられたと考えています。

■地域住民や事業者と連携し、周辺環境との調和が図られたまちづくりを進めるにあたり、準工業地域や用途地域境界付近の大規模開発事業においては、計画の建物用途が住居系、商業系、工業系が混在することになるため、住環境、営業環境及び操業環境が調和するように誘導していく必要があります。

【美しい都市景観の形成を推進する】

■許可申請を行わずに設置している屋外広告物や、簡易除却では対処できない違反屋外広告物への対応が必要です。また、違反屋外広告物の簡易除却活動については、協力員数の維持と新規登録の促進を図るとともに、現在登録中の協力員に対して、積極的に活動してもらえるように働きかけていくことが必要です。

令和４年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	６	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	６－２	快適な都市の基盤を充実する
めざす成果	６－２－１	市街地の整備が計画的に進んでいる
	６－２－２	良好なまち並みが形成されている
	６－２－３	**道路や公園を快適に利用している**

◎所管部長：環境施設農政部長　飯塚　隆広
街づくり施設部長　財津　保真

（単位：千円）

総事業費（予算）	H31(R1)	R2	R3	R4
	2,107,839	2,428,348	2,196,518	2,782,525

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
6-2-3 道路や公園を快適に利用している	6-2-3-1 車両や歩行者の円滑な通行を確保する	道路等をより快適に通行できるよう、適切な維持管理及び改善を行う	ユニバーサルデザイン推進事業	街づくり総務課
			道路統計作成事務	道路安全対策課
			生活道路整備事業	道路安全対策課
			私道整備支援事業	道路安全対策課
			道路舗装補修事業	道路安全対策課
			道路台帳等管理事務	道路管理課
			都市再生街区基本調査成果管理事務	道路管理課
			地籍調査事業	道路管理課
			道路ストック修繕計画策定事業	道路管理課
			法定外公共物台帳等管理事務	道路管理課
			法定外公共物の維持管理事業	道路管理課
			車両制限令に基づく許認可事務	道路管理課
			狭あい道路用地取得事業	道路管理課
			道路維持修繕事業	道路管理課
		① 交通の円滑化と渋滞箇所の解消を図る	道路整備計画策定調整事務	道路安全対策課
			国県道整備促進支援事業	道路安全対策課
			福田相模原線（福田地区）道路整備事	道路安全対策課
			交差点改良事業（県道丸子中山茅ヶ崎線整備関連）	道路安全対策課
			上和田62号外3路線道路改良事業	道路安全対策課
			福田相模原線（南林間地区）道路改良事業	道路安全対策課
			福田相模原線歩道整備事業（上草柳地区）（再掲）	道路安全対策課
		道路を公共の施設として、市で管理できるようにする	未登記道路整備事業	道路管理課
			私有道路用地取得事業	道路管理課
			開発事業等に関する指導調整事務（道路）	道路管理課
		道路の占用許可を適正に行う	道路占用の許認可事務	道路管理課
			不法占用の巡視及び撤去･改善･指導事務	道路管理課
	6-2-3-2 市民に親しまれる公園づくりを推進する	市民が、公園等をいつも安全かつ快適に利用できる状態にする	新しい生活様式等対応事務（環境施設農政部）	環境総務課
			緑化ボランティア等育成支援事業	みどり公園課
			公園台帳整備事業	みどり公園課
			公園維持管理事業	みどり公園課
			引地台公園･温水プール･立体駐車場管理運営事業	みどり公園課
			多胡記念公園維持管理事業	みどり公園課
			公園用地等借受事業	みどり公園課
			既設公園等大規模改修事業	みどり公園課
			ゆとりの森整備事業	みどり公園課
			ゆとりの森管理運営事業	みどり公園課
		②③ 市民ニーズに対応した公園を整備する	ゆとりの森整備事業（再掲）	みどり公園課
			街区公園等整備事業	みどり公園課
			やまと公園改修整備事業	みどり公園課

成果を計る主な指標	前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
	計画当初値	実績値（Ｒ１）	実績値（Ｒ２）	実績値（Ｒ３）	中間目標値（Ｒ３）	最終目標値（Ｒ５）
① 都市計画道路の整備率	６４．１％	６４．４％	６４．８％	６５．１％	６６．８％	６６．８％
② 市民１人あたりの都市公園面積	３．１９㎡	３．２５㎡	３．４２㎡	３．３９㎡	３．３１㎡	４．００㎡
③ 市街化区域内の都市公園面積	４９．３ha	５０．９ha	５１．３ha	５１．４ha	５１．０ha	５１．４ha

これまでの成果

【車両や歩行者の円滑な通行を確保する】
■道路法に基づき道路台帳(道路の区域、構造等、道路の管理に関する基礎的な事項を総括して記載した台帳)の整備を行った上で、道路施設の点検結果に基づく計画的修繕に加え、市民からの通報や日常点検により発見した道路施設の不具合箇所等について、補修、修繕、清掃等を適宜実施することにより、車両や歩行者の円滑な通行を確保しました。
■都市計画道路の整備について、その整備率は、福田相模原線の拡幅整備を進めた結果、当初の64.1%から令和3年度には65.1%まで増加しており、交通の円滑化と渋滞箇所の解消に向けて着実に進めることができました。現在、都市計画道路である福田相模原線の拡幅整備を上草柳、南林間、福田の3地区で行っており、上草柳地区については、560m（令和3年度までに一部未買収地を除く）が完了しました。また、南林間地区については、市道の南林間座間線以南360mの整備が令和元年に完了し、令和2年度から、同線以北470mの拡幅整備に向け用地買収を進めています。
【市民に親しまれる公園づくりを推進する】
■大和ゆとりの森について、日常の維持管理のほか、老朽化した施設の更新を行うなど、安心して快適に利用できる環境を整え、多くの方が利用している状態を継続できました。
■都市公園面積については平成30年度末の752,366.39㎡(うち市街化区域内496,712.28㎡)から令和3年度末の819,017.39㎡(うち市街化区域内514,719.37㎡)へと、66,651.00㎡(うち市街化区域内18,007.09㎡)増加しており、市民1人当たりの都市公園面積も3.19㎡から3.39㎡となるなど、より多くの憩いの場を市民に提供することができました。

成果に対する評価と課題

【車両や歩行者の円滑な通行を確保する】
■道路施設をより適正に維持管理するため、道路台帳平面図の電子化を進めることが必要です。また、引き続き車両や歩行者の円滑な通行を確保できるよう、計画的な修繕により施設の長寿命化を図るとともに、市民からの通報等に対して迅速に対応する必要があります。
■交通の円滑化と渋滞箇所の解消に向け、引き続き、都市計画道路である福田相模原線（南林間地区・福田地区・上草柳地区）の整備を市で進めるとともに、県道丸子中山茅ヶ崎線等の拡幅整備の促進を県に要望していきます。
【市民に親しまれる公園づくりを推進する】
■大和ゆとりの森は非常に人気の施設のため、他の公園に比べ遊具等の施設の老朽化が早く進むことから、今後も計画的に施設の更新を行っていく必要があります。
■都市公園の面積は毎年増えているものの、人口も増加しており、市民1人当たりの都市公園面積については、令和3年度は前年度に比べて0.03㎡減少しているなど、増加し続ける状況とはなっていないことから、人口の増減を踏まえながら公園の整備を検討することが必要です。

（単位：千円）

めざす成果　６－２－１　市街地の整備が計画的に進んでいる

主要な事務事業の内容

事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
都市計画決定事務	2,591	14,365	13,311	3,667
	有	直営・委託	県・一財	
総合計画及び都市計画マスタープランで示されたまちづくりの方向性を法定都市計画に定めます。				
特定地域土地利用誘導事業（内山地区）	6,178	10,343	103	5,479
	無	直営・委託	一財	
内山地区の市街化調整区域について、市街化区域編入を目指し、計画的かつ段階的な市街地整備の誘導を図ります。				
特定地域土地利用誘導事業（中央森林地区）	6,736	2	3,885	36
	無	直営・委託	一財	
中央森林地区の市街化調整区域について、緑の拠点として、市民の憩いの場を確保するとともに、複合的な街づくりを誘導します。				
土地区画整理支援事業	16	2	9	11
	無	直営	一財	
市街化区域内の基盤未整備地区について、周辺の市街地の状況に配慮しつつ、土地区画整理事業により良好な環境を有する市街地を計画的に形成します。				

めざす成果　６－２－２　良好なまち並みが形成されている

主要な事務事業の内容

事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
中央林間駅周辺まちづくり事業	145,998	256,959	180,309	165,016
	無	直営・委託	一財	
中央林間地区街づくりビジョンの方針を踏まえ、中央林間駅周辺のまちづくりを進めます。				
地域・地区街づくり支援事業	0	0	30	88
	無	直営	一財	
市民の主体的な街づくり活動を支援します。				
建築確認事務	1,310	1,610	1,311	1,372
	有	直営	他・一財	
良好な住環境の確保と災害に強い街づくりを行います。				
空家等対策事業	6,626	25	57	129
	有	直営	一財	
空家等の適正管理を促進することにより、防災、衛生、景観面等に与える影響の未然防止や抑制に努め、生活環境の保全を図ります。				
景観形成推進事業	5	2	3	162
	一部有	直営	一財	
良好な都市景観の形成を推進します。				

めざす成果　６－２－３　道路や公園を快適に利用している

主要な事務事業の内容

事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
道路維持修繕事業	231,756	237,574	666,468	787,212
	有	直営	国・市・一財	
舗装、橋梁などの道路施設の維持・修繕を効率的に進めることにより、健全性及び安全性を維持して円滑な交通を確保します。				
福田相模原線（福田地区）道路整備事業	11,345	3,103	5	6,900
	有	直営	一財	
本市並びに藤沢市及び綾瀬市に連なる福田相模原線の整備を行うことによって、交通の円滑化、安全性の向上及び防災機能の強化を図ります。				
福田相模原線（南林間地区）道路改良事業	83,955	50,861	292,094	71,235
	有	直営	国・市・一財	
市の骨格をなす都市計画道路の拡幅整備を行い、歩行者の安全確保、交通の円滑化ならびに地域防災性の向上を図ります。				
既設公園等大規模改修事業	176,220	167,977	137,652	155,970
	有	直営・委託	市・一財	
利用者の安全を確保し、利便性を向上させる改修工事を行います。				
ゆとりの森整備事業	36,547	25,567	5,241	2,838
	有	直営・委託	市・一財	
ゆとりの森の広々とした空間を活かし、市民にスポーツとレクリエーションの場を提供します。				
ゆとりの森管理運営事業	57,997	60,748	60,748	60,748
	有	指定管理	他・一財	
ゆとりの森をスポーツとレクリエーションの場として、安全で快適に利用できるよう管理運営します。				

【注釈】　＜法令等の義務＞　法律または政省令による事業実施根拠の有無
＜実 施 手 法＞　直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
＜財 源 構 成＞　一財：一般財源　国：国庫補助金等　県：県費補助金等　市：市債　他：その他特定財源

令和４年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	６	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	６－３	誰もが移動しやすい都市をつくる
めざす成果	**６－３－１**	**地域交通の利便性が確保されている**
	６－３－２	自転車を快適に利用している

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

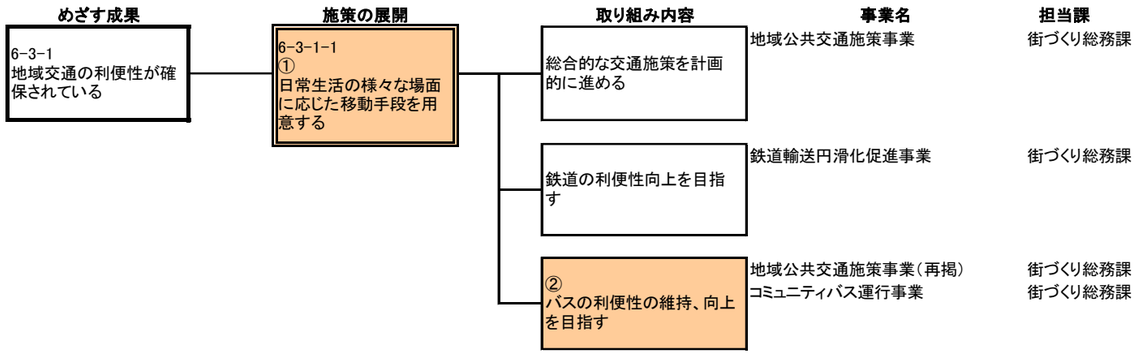

◎所管部長：街づくり施設部長　財津　保真

（単位：千円）

総事業費（予算）	H31(R1)	R2	R3	R4
	427,281	424,965	421,254	471,081

成果を計る主な指標		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
		計画当初値	実績値（Ｒ１）	実績値（Ｒ２）	実績値（Ｒ３）	中間目標値（Ｒ３）	最終目標値（Ｒ５）
①	大和市は、公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合	７６．１％			８１．１％	７９．０％	８０．０％
②	コミュニティバスの利用者数	７０１，０８１人	７０４，５６２人	５１５，６７１人	５７９，９７１人	７２５，０００人	７３３，０００人

これまでの成果

【日常生活の様々な場面に応じた移動手段を用意する】
■徒歩や自転車、公共交通など人々の移動に係る施策を総合的に推進するための計画である「大和市総合交通施策」に基づき、コミュニティバスの運行や鉄道駅のホームドア設置への支援など、様々な施策を展開してきたなかで「公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合」は、計画当初の76.1%から81.1%へ上昇しました。
■「大和市総合交通施策」については、計画策定から9年が経過しており、完了した施策や見直しが必要な施策があることなどから、近年の社会動向や本市における交通特性などを踏まえ、令和4年7月の計画改定を目指し作業を進めてきました。
■鉄道と路線バス網を補完するコミュニティバスを全6路線運行し、地域交通の利便性を確保しています。令和2年2月にはコミュニティバス「のろっと」で、ICカードが利用できる環境を整え、利便性の向上を図りました。利用者は運行開始以来増加傾向にあり、令和元年度には約70万人もの方に利用されていましたが、新型コロナウィルスの影響により令和2年度は年度比約73%と大きく減少しました。こうした中でも、コロナ対策を徹底したうえで、コミュニティバスの運行を継続したことにより、令和3年度にはコロナ禍前の令和元年度の82%まで回復しており、今後も利用者は回復するものと推測されます。
■新型コロナウイルスの影響を受け、民間交通事業者においても様々な対策が行われています。令和3年度には、新型コロナ対策を講じたバス事業者、タクシー事業者への支援を実施しました。

成果に対する評価と課題

【日常生活の様々な場面に応じた移動手段を用意する】
■「公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合」は上昇してきています。民間の交通事業者の取り組みが影響する指標ではありますが、コミュニティバスの運行をはじめとした交通利便性を高めるための様々な取り組みも寄与しているものと捉えています。今後も、「公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合」を維持・向上していくことができるよう、新たな「大和市総合交通施策」に沿った施策の実施に向け、関係団体との連携・協力体制を充実していく必要があります。
■コミュニティバスについては、市民にとって重要な地域交通の一つになっていることから、引き続き、新型コロナ対策を徹底しながら運行を継続するとともに、利用促進に向けた取り組みを行うなど、運行を持続可能な事業としていく必要があります。
■また、令和２年度に公表された東京都市圏パーソントリップ調査では、市内全ての鉄道駅において、アクセス時の交通手段の７割以上が徒歩利用というデータが示されていることから、歩きたくなるまちなか空間を整えていくことも重要となっています。

令和４年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	６	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	６－３	誰もが移動しやすい都市をつくる
めざす成果	６－３－１	地域交通の利便性が確保されている
	６－３－２	**自転車を快適に利用している**

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
6-3-2 自転車を安全で快適に利用している	6-3-2-1 安全に自転車が利用できる環境や快適な歩行空間を整える	① 自転車の走行空間の整備や利用の促進、利用者の意識啓発を行う	自転車利用環境推進事業	道路安全対策課
			交通安全啓発事業（再掲）	道路安全対策課
		② 駅周辺の放置自転車等を減少させ、安全な歩行空間を確保する	放置自転車対策事業	道路安全対策課
			駐輪場管理運営事業	道路安全対策課

◎所管部長：街づくり施設部長　財津　保真

（単位：千円）

総事業費（予算）	H31(R1)	R2	R3	R4
	71,178	57,807	50,376	85,449

成果を計る主な指標	前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
	計画当初値	実績値（Ｒ１）	実績値（Ｒ２）	実績値（Ｒ３）	中間目標値（Ｒ３）	最終目標値（Ｒ５）
① 自転車の適正通行率	４８．４％	５０．９％	５８．１％	６４．６％	５１．４％	５３．４％
② 撤去が必要となる違法駐輪の台数	１，７４７台	８５５台	３６１台	３５１台	１，３２０台	１，０００台

これまでの成果

【安全に自転車が利用できる環境や快適な歩行空間を整える】

■自転車を安全で快適に利用できるよう、平成29年度までに整備可能な市道の全てにおいて自転車レーンまたはナビマークの設置を完了しており、以降、適切な補修を行ってきました。また、平成29年度からは、幹線や駅周辺で交通量が多く、自転車の歩道通行を禁止している路線を抽出し、計画的に自転車マナーアップ対策工事を実施してきました。こうした施設整備や交通啓発等の結果、自転車の適正通行率は、計画当初値48.4%から令和3年度には64.6%と大きく改善されました。

■歩行者と自転車が錯綜して危険な大和歩行者専用道2号線（やまとオークシティ東側の歩道）においては、歩行者と自転車を分離する自転車通行空間整備工事を令和3年度より実施をしています。（令和5年度までの予定）

■広く市民を対象とした自転車安全利用講習会や、各地域・団体等を対象とした自転車教室を開催したほか、TSマーク助成及び幼児・児童用ヘルメット購入助成を行うなど、幼児からシニアまでのあらゆる世代に対し、自転車を安全に利用できるための啓発活動を行いました。

■これらのソフトとハードの施策を展開した結果、自転車事故は平成24年の409件から令和3年が205件と10年間で半減しました。

■駅周辺の放置自転車対策については、駅前常駐指導員による適正駐輪の指導や交通安全巡視員による放置自転車の移動、撤去、返却業務を実施したことにより、計画当初値1,747台だった違法駐輪の台数が、令和3年度に351台となり、約8割減となりました。

成果に対する評価と課題

【安全に自転車が利用できる環境や快適な歩行空間を整える】

■自転車の走行空間の整備や利用の促進、利用者の意識啓発を行った結果、自転車の適正通行率は大幅に上昇しました。引き続き、自転車マナーアップ対策の推進や整備済の自転車レーン等の補修を同時に進めていく必要があります。

■自転車事故の件数が減少してきています。引き続き、大和歩行者専用道2号線（やまとオークシティ東側の歩道）の自転車通行空間整備を進めることや、講習会等による自転車利用の啓発を実施することなどにより、歩行者と自転車の安全確保及び交通安全意識のさらなる向上を図っていく必要があります。

■違法駐輪の台数は令和3年度で351台と着実に減少しておりますが、コロナ禍での数値であることに留意しながら、今後も適切な指導等を行っていく必要があります。また、新たに違法駐輪が増えている特定箇所もあることから、注意喚起の路面標示や交通安全巡視員による現地での粘り強い指導を行っていく必要があります。

（単位：千円）

めざす成果	６－３－１	地域交通の利便性が確保されている

主要な事務事業の内容	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
事務事業名	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
地域公共交通施策事業	41,714	52,789	53,711	53,508
	無	直営・委託	国・県・一財	
「誰もが使いやすい移動サービス」及び「誰もが徒歩と自転車で安全に移動できる環境」を実現します。 「誰もが取り組める移動手段転換」を推進します。				
コミュニティバス運行事業	317,472	336,468	328,434	417,549
	有	委託	他・一財	
生活交通を確保・維持する交通ネットワークを形成し、身近な移動手段を持たない市民の移動手段の確保と、市内における地域間移動の円滑化を図ります。				

めざす成果	６－３－２	自転車を快適に利用している

主要な事務事業の内容	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
事務事業名	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
自転車利用環境推進事業	23,073	19,840	45,867	46,000
	有	直営	一財	
低炭素社会構築への社会的要請の実現及び自転車利用者の安全の確保を図ります。				
放置自転車対策事業	31,660	34,119	35,691	37,010
	有	直営	他・一財	
駅周辺に自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を維持し、併せて災害時における活動スペースを確保します。				

【注釈】　＜法令等の義務＞　法律または政省令による事業実施根拠の有無
＜実 施 手 法＞　直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
＜財 源 構 成＞　一財：一般財源　国：国庫補助金等　県：県費補助金等　市：市債　他：その他特定財源